（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十四条　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「それぞれ区」の下に「及び総合区」を、「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項中「の区長」の下に「又は総合区の総合区長」を加える。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第三十五条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「区」の下に「又は総合区」を加える。

（土壌汚染対策法施行令の一部改正）

第三十六条　土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「、同法」を「及び同法」に改め、「及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市の長」を削る。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）

第三十七条　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第一号中「、区」の下に「又は総合区」を加える。

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令）

第三十八条　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条の表第三条第二項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。第三十二条及び第三十三条において同じ。）」を加え、同表第三十二条の項中「市及び区」の下に「（総合区を含む。）」を加える。

（不動産登記令の一部改正）

第三十九条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

第十六条第二項中「又は区長」の下に「若しくは総合区長」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四十条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「区」の下に「（総合区を含む。次項及び次条第一項において同じ。）」を加える。

第五十二条第一項中「これらの規定（同法第七十四条の二第十項を除く。）」を「同法第七十四条の二第一項中「市町村の選挙管理委員会に」とあるのは「区（総合区を含む。以下この条及び次条において同じ。）の選挙管理委員会に」と、「市町村の選挙管理委員会は」とあるのは「区の選挙管理委員会は」と、同条第二項から第六項まで並びに同法第七十四条の三第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「第一条第二項」の下に「中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区（総合区を含む。以下同じ。）の選挙管理委員会」と」を加える。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第四十一条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「経て区」の下に「（総合区を含む。第百四十一条及び第百四十二条を除き、以下同じ。）」を加える。

第百四十一条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第一項中「区の」を「区及び総合区の」に改め、「とし、法第五条（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるもの」を削り、同条第二項中「の区長が作成した」と、同項第二号」を「（総合区を含む。以下同じ。）の区長（総合区長を含む。以下同じ。）が作成した」と、同項第二号」に改める。

第百四十二条（見出しを含む。）中「区」の下に「及び総合区」を加える。

（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四十二条　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「については、区」の下に「及び総合区」を、「区長」の下に「及び総合区長」を加える。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第四十三条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、区」の下に「又は総合区」を加える。

第十一条の表第百七十条第一項の項中「の区」の下に「又は総合区」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第四十四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条第二項の表第七条第二項の項中「区長は」を「区長（総合区長を含む。以下同じ。）は」に改め、同表第八条第一項の項中「当該区」の下に「（総合区を含む。次項及び第十七条第二項において同じ。）」を加える。

第四十四条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第一項中「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項の表第三条第一項の項中「区長（」の下に「総合区長を含む。」を加え、同表第十三条第二項の項中「当該区」の下に「（総合区を含む。第十五条第二項において同じ。）」を加え、同表第十五条第三項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。）」を加える。

（住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四十五条　住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項及び第三項中「区長」の下に「若しくは総合区長」を加える。

（復興庁組織令の一部改正）

第四十六条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の項中「、中核市又は特例市」を「又は中核市」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第四十七条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二十九号及び第四十六条第九号中「国地方係争処理委員会及び」を「国地方係争処理委員会」に改め、「自治紛争処理委員」の下に「及び指定都市都道府県勧告調整委員」を加える。

第四十七条の二第四号中「及び特例市」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第百七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。